

I 国際協力銀行の概要

○設 立 平成 11 年 10 月 1 日

○設立根拠法 国際協力銀行法（平成 11 年 4 月 23 日法律第 35 号）

○目 的 一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること

○主 務 大 臣 財務大臣及び外務大臣

○資 本 金

（単位：円）

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	増 減 額
資本金総額（全額政府出資）	8,217,008,477,516	8,376,072,477,516	159,064,000,000
うち国際金融等勘定 （全額産業投資特別会計）	985,500,000,000	985,500,000,000	—
うち海外経済協力勘定 （全額一般会計）	7,231,508,477,516	7,390,572,477,516	159,064,000,000

○職 員 数

	平成 18 年度末	平成 19 年度末
職員数	865 名 (4 名減)	861 名 (4 名減)

注：括弧内は当事業年度中の増減

○資 金 源 1. 政府からの出資金
2. 政府からの借入金
3. 債券等の発行 他

○業 務 内 容

<国際金融等業務>

1. 輸出金融

開発途上地域に対する設備の輸出等に必要な資金の貸付け等

2. 輸入金融

資源・エネルギーの輸入に必要な資金の貸付け等

3. 投資金融

我が国企業等の海外において行う事業に必要な資金の貸付け等

4. 事業開発等金融（アンタイドローン）

外国政府や国際機関等の海外で行う事業及び当該外国の物資の輸入に必要な資金の貸付け又は債券取得等（我が国からの資機材の調達を条件としない）

5. ブリッジローン

外国の政府等の対外取引を円滑にするための短期資金の貸付け

6. 債務の保証（公債等の保証を含む）

7. 出資

8. 調査業務

<海外経済協力業務>

1. 円借款

開発途上地域の外国政府等が行う開発事業の実施又は経済の安定に関する計画の達成に必要な資金の貸付け

2. 海外投融資

我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業の実施に必要な資金の貸付け及び出資

3. 調査業務

○沿 革

平成 11 年 4 月 23 日	国際協力銀行法公布
平成 11 年 9 月 16 日	国際協力銀行法施行令公布
平成 11 年 9 月 30 日	国際協力銀行法施行規則官報掲載
平成 11 年 10 月 1 日	国際協力銀行設立
平成 11 年 12 月 1 日	国際協力銀行海外経済協力業務実施方針策定
平成 13 年 1 月 6 日	改正法施行（中央省庁再編に伴い、主務大臣が経済企画庁長官及び大蔵大臣から財務大臣及び外務大臣へ変更）
平成 13 年 4 月 1 日	改正法施行（財政投融资改革に伴い、余裕金の運用先が資金運用部から財政融資資金へ変更）
平成 13 年 9 月 28 日	初の「民間準拠財務諸表」公表
平成 13 年 10 月 17 日	初の財投機関債発行
平成 14 年 4 月 1 日	「業務運営評価制度」の導入
平成 15 年 4 月 1 日	改正法施行（金融庁検査導入に伴い、主務大臣の立入検査権限の一部を金融庁に委任）
平成 15 年 10 月 1 日	「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」施行
平成 16 年 3 月 31 日	業務運営評価制度に基づく中期的な業務戦略（平成 17 年 4 月 1 日以降対象）策定
平成 17 年 4 月 1 日	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日対象）」策定
平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 18 年 11 月 15 日	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
平成 19 年 5 月 25 日	株式会社日本政策金融公庫法公布
平成 19 年 5 月 30 日	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法公布
平成 20 年 3 月 19 日	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針」の対象期間を半年間延長

(参考)

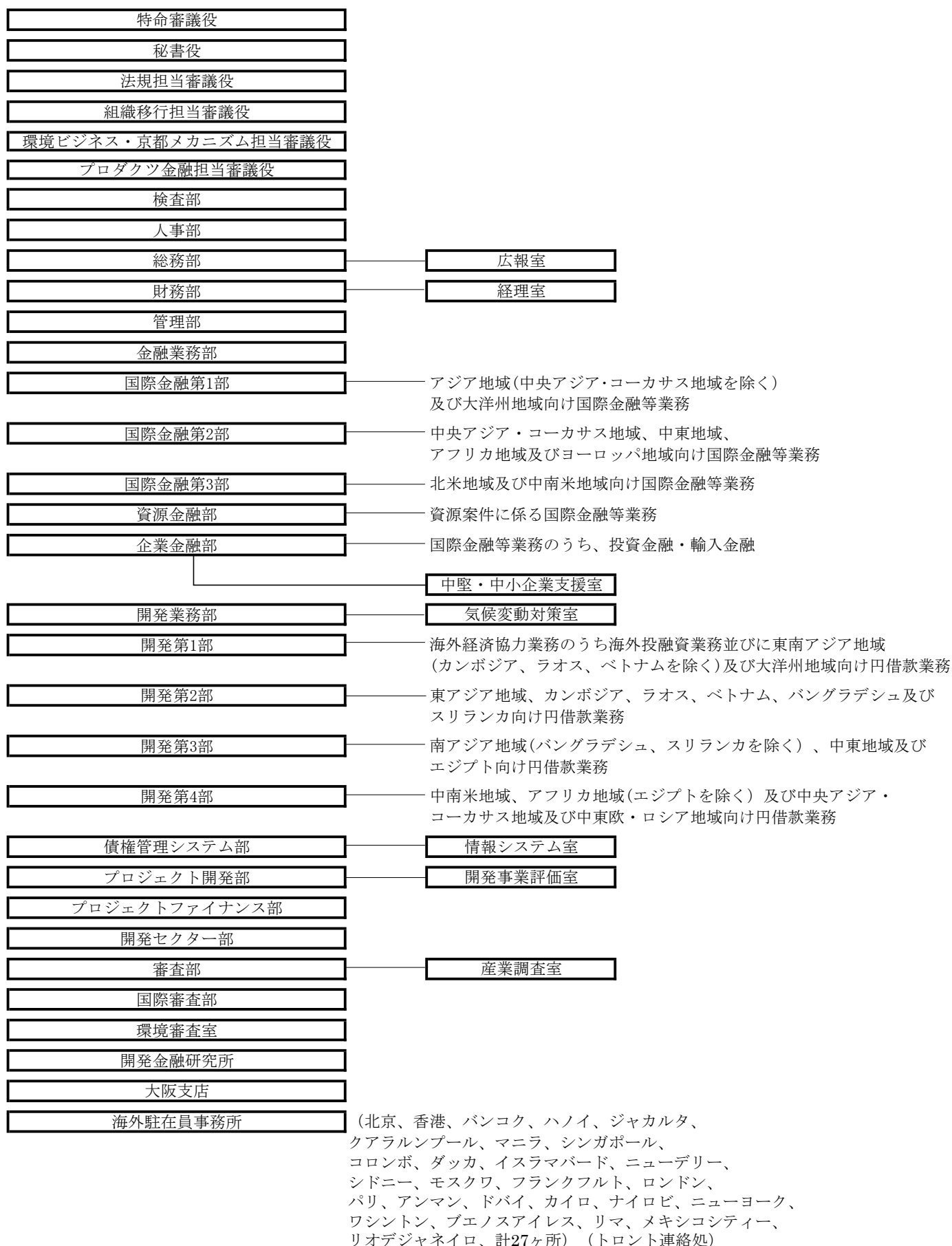
(旧日本輸出入銀行)

昭和 25 年 12 月 15 日	「日本輸出銀行法」公布施行
昭和 26 年 2 月 1 日	営業開始
昭和 27 年 4 月 1 日	改正法施行（輸入金融および債務保証業務の追加等） 日本輸出入銀行と名称を変更
昭和 28 年 8 月 1 日	改正法施行（海外投資金融、海外事業金融の追加等）
昭和 32 年 5 月 20 日	改正法施行（海外投資金融の拡充、開発事業金融の追加等）
昭和 33 年 10 月 31 日	「東南アジア開発協力基金」受入れ
昭和 36 年 3 月 16 日	「東南アジア開発協力基金」を海外経済協力基金へ移管
昭和 39 年 4 月 1 日	改正法施行（リファイナンス業務・円借款に係る保証業務追加）
昭和 47 年 9 月 22 日	外貨貸付制度の発足
昭和 47 年 11 月 15 日	改正法施行（輸入金融・海外投資金融・海外事業金融の拡充、アンタイドローンの開始等）
昭和 51 年 6 月 2 日	改正法施行（協調融資金融機関の範囲拡大、外債発行、借入限度の拡大）
昭和 52 年 7 月 1 日	大阪支店開設
昭和 52 年 12 月 20 日	緊急輸入外貨貸付制度実施 外国為替公認銀行認可
昭和 58 年 1 月 19 日	初の外債発行
昭和 58 年 2 月 1 日	改正政令施行（協調融資金融機関の範囲拡大）
昭和 58 年 11 月 1 日	製品輸入金融の実施
昭和 60 年 6 月 7 日	改正法施行（海外投資金融、保証機能の整備等）
平成 元年 6 月 28 日	改正法施行（出資機能創設、アンタイドローンの拡充、保証業務の拡充、外貨余裕金運用の弾力化等）
平成 4 年 3 月 31 日	改正法施行（輸入金融の対象拡大、海外投資金融の拡充、外国政府等への短期融資（ブリッジローン）創設、ユーロ円債発行）
平成 4 年 4 月 10 日	改正政令施行（協調融資金融機関の範囲拡大）
平成 11 年 4 月 9 日	改正政令施行（協調融資金融機関の範囲拡大）

(旧海外経済協力基金)

昭和 35 年 12 月 27 日	海外経済協力基金法公布
昭和 36 年 3 月 16 日	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し設立
昭和 36 年 3 月 31 日	業務方法書の認可を受け業務開始(当初は本邦民間企業等向けの海外投融資だけであったが、昭和 41 年から開発途上国向けの直接借款も行うようになった。)
昭和 40 年 6 月 15 日	改正法施行(借入、債券発行及び交付金の受入れの追加。借入金の限度はいわゆる「1 : 1」の原則(借入金及び債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、資本金及び積立金の合計額を超えてはならないとするもの)によることとなった。)
昭和 43 年 5 月 30 日	改正法施行(商品借款の追加)
昭和 54 年 5 月 9 日	改正法施行(いわゆる 1 : 1 の原則を改め、資本金及び積立金の額の合計額の 3 倍まで借入金及び債券の発行を行うことの追加、基金の長期借入金又は債券に係る債務についての政府保証の追加)
昭和 55 年 3 月 21 日	第 1 回政府保証海外経済協力基金債券発行

○組 組織



○事務所の所在地

- 本店
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号 (〒100-8144)
TEL: 03-5218-3054 FAX: 03-5218-3956 (総務部総務課)
 - 大阪支店
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号 (〒530-0004)
アクア堂島東館 13 階 (受付)
TEL: 06-6346-4770 FAX: 06-6346-4779
 - 海外駐在員事務所等
- 北京駐在員事務所 3131, 31st Floor, China World Trade Center Tower 1, No.1 Jian Guo Men Wai Avenue, Beijing 100004, The People's Republic of China
TEL: 86-10-6505-8989, 3825～8, 1196, 1197, 4850～4, 5811
FAX: 86-10-6505-3829, 1198
- 香港駐在員事務所 Suite 3111, Level 31, One Pacific Place 88, Queensway, Hong Kong
TEL: 852-2869-8505～7 FAX: 852-2869-8712
- バンコク駐在員事務所 14th Floor, Nantawan Building,
161 Rajdamri Road, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand
TEL: 66-2-252-5050 FAX: 66-2-252-5514, 5515
- ハノイ駐在員事務所 6th Floor, 63 Ly Thai To Street, Hanoi, Viet Nam
TEL: 84-4-8248934～6 FAX: 84-4-8248937
- ジャカルタ駐在員事務所 Summitmas II 7th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61- 62,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL: 62-21-522-0693 FAX: 62-21-520-0975
- クアラルンプール駐在員事務所 22nd Floor, UBN Tower, Letter BOX No. 59,
Jalan P. Ramlee 50250, Kuala Lumpur, Malaysia
TEL: 60-3-2072-3255, 2201～2 FAX: 60-3-2072-2115
- マニラ駐在員事務所 31st Floor, Citibank Tower, Valero St. corner Villar St.
Makati, Metro Manila, Philippines
TEL: 63-2-848-1828, 63-2-752-5682 FAX: 63-2-848-1833～5
- シンガポール駐在員事務所 9 Raffles Place, #53-01 Republic Plaza, Singapore 048619
TEL: 65-6557-2806 FAX: 65-6557-2807

コロンボ駐在員事務所	Level 13, Development Holdings 42, Navam Mawatha, Colombo 2, Sri Lanka TEL:94-11-2300470 FAX:94-11-2300473
ダッカ駐在員事務所	Uday Tower, 8th Floor, 57&57A, Gulshan Avenue (South), Circle-1, Dhaka-1212, Bangladesh TEL:880-2-988-5051, 5053,5063 FAX: 880-2-988-5041
イスラマバード駐在員事務所	5th Floor, Evacuee Trust Complex, Aga Khan Road, F-5/1, Islamabad, Pakistan TEL: 92-51-2820119 FAX: 92-51-2822546
ニューデリー駐在員事務所	3rd Floor, DLF Centre, Sansad Marg, New Delhi, 110001, India TEL: 91-11-2371-4362～3, 7090, 91-11-2335-6200 FAX: 91-11-2371-5066, 91-11-2373-8389
シドニー駐在員事務所	Suite 2501, Level 25, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney, N.S.W. 2000, Australia TEL: 61-2-9241-1388 FAX: 61-2-9231-1053
モスクワ駐在員事務所	World Trade Center, Office No. 905, Krasnopresnenskaya Nab.12, Moscow,123610, Russian Federation TEL: 7-495-258-1832, 1835, 1836 FAX: 7-495-258-1858
フランクフルト駐在員事務所	Taunustor 2, 60311 Frankfurt am Main, Germany TEL: 49-69-2385770 FAX: 49-69-23857710
ロンドン駐在員事務所	4th Floor, River Plate House, 7-11 Finsbury Circus, London, EC2M 7EX, U.K. TEL: 44-20-7638-0175 FAX: 44-20-7638-2401
パリ駐在員事務所	21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France TEL: 33-1-4703-6190 FAX: 33-1-4703-3236
アンマン駐在員事務所	Le Royal Hotel, Zahran Street, 3rd Circle, Jabal Amman, Amman 11118, Jordan TEL: 962-6-468-0075～6 FAX: 962-6-468-0078
ドバイ駐在員事務所	9th Floor, West, The Gate Dubai International Finance Centre, P.O.Box 121300 Dubai, UAE TEL: 971-4-363-7091 FAX: 971-4-363-7090
カイロ駐在員事務所	Abu El Feda Bldg, 16th Floor, 3 Abu El Feda Street, Zamalek, Cairo, Egypt TEL: 20-2-2738-3608～9 FAX: 20-2-2738-3607

ナイロビ駐在員事務所	6th Floor, International House, Mama Ngina Street, P.O. Box 49526, 00100 Nairobi, Kenya TEL: 254-20-2221420, 2221637 FAX: 254-20-2221569
ニューヨーク駐在員事務所	520 Madison Avenue, 40th Floor, New York, NY 10022, U.S.A. TEL: 1-212-888-9500～2 FAX: 1-212-888-9503
ワシントン駐在員事務所	1909 K st., N.W., Suite 300, Washington, D.C., 20006, U.S.A. TEL: 1-202-785-5242 FAX: 1-202-785-8484
ブエノスアイレス駐在員事務所	Av. del Libertador 498, Piso19, C1001ABR Buenos Aires, Argentina TEL: 54-11-4394-1379, 1803,1789 FAX: 54-11-4394-1763
リマ駐在員事務所	Av. Canaval Moreyra No. 380, San Isidro Lima 27, Peru TEL: 51-1-442-3031 FAX: 51-1-440-9657
メキシコシティー駐在員事務所	Paseo de la Reforma 265 Piso-16, Col. Cuauhtemoc, Mexico, D.F. 06500, Mexico TEL: 52-55-5525-6790 FAX: 52-55-5525-3473
リオデジャネイロ駐在員事務所	Praia de Botafogo, 228-801 B(Setor A), Botafogo, CEP.22359-900, Rio de Janeiro, RJ, Brazil TEL: 55-21-2554-2305 FAX: 55-21-2554-8798
トロント連絡処	Suite 3660, P.O. Box 493, The Exchange Tower, 130 King Street West, Toronto, Ontario, M5X 1E5, Canada TEL: 1-416-865-1700 FAX: 1-416-865-0124

○役員の数及び任期

国際協力銀行法第9条に基づく役員の数及び同法第12条に基づく役員の任期は次のとおりである。

役職	定数	任期
総裁	1人	4年（再任されることができる）
副総裁	2人	4年（再任されることができる）
理事	7人以内	2年（再任されることができる）
監事	2人以内	2年（再任されることができる）

○役員状況

平成20年3月31日現在

役職	氏名 (生年月日)	経歴
総裁	田波 耕治 (昭和14年9月10日)	昭和39年 3月 東京大学法学部卒業 昭和39年 4月 大蔵省入省 平成 6年 7月 大蔵省理財局長 平成 8年 7月 内閣官房内閣内政審議室長 平成10年 1月 大蔵事務次官 平成11年 9月 大蔵省顧問 平成13年 1月 財務省顧問 平成13年 6月 財務省退官 平成13年 6月 国際協力銀行副総裁 平成19年10月 国際協力銀行総裁
副総裁	森田 嘉彦 (昭和22年3月7日)	昭和44年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和44年 4月 日本輸出入銀行入行 平成 7年 7月 企画担当審議役 平成 8年 4月 営業第4部長 平成10年 1月 人事部長 平成11年10月 国際協力銀行専任審議役 平成12年 4月 開発金融研究所長 平成12年10月 国際協力銀行理事 平成16年10月 国際協力銀行副総裁
理事	星 文雄 (昭和22年5月14日)	昭和48年 3月 慶應義塾大学法学部卒業 昭和48年 4月 日本輸出入銀行入行 平成11年 4月 国際担当審議役兼総務部審議役兼総務部広報室長 平成11年 6月 企画担当審議役兼総務部審議役兼総務部広報室長 平成11年10月 国際協力銀行金融業務部長 平成12年10月 国際金融第1部長 平成13年 4月 プロジェクトファイナンス部長 平成14年 5月 専任審議役 平成14年11月 アジア・大洋州地域外事審議役 平成16年10月 国際協力銀行理事
理事	塩口 哲朗 (昭和23年11月4日)	昭和48年 3月 一橋大学法学部卒業 昭和48年 4月 外務省入省 平成13年 6月 在モンテリオール日本国総領事館総領事 平成16年 9月 特命全権大使コートジボワール国駐劄 平成16年11月 兼ねてトーゴ国ニジェール国ブルキナファソ国 ベナン国駐劄 平成18年 4月 国際協力銀行理事
理事	森本 学 (昭和29年4月2日)	昭和52年 3月 東京大学法学部卒業 昭和52年 4月 大蔵省入省 平成16年 7月 財務省大臣官房審議官（理財局担当） 平成17年 7月 近畿財務局長 平成18年 7月 大臣官房参事官（大臣官房担当） 兼財務総合政策研究所次長 平成18年11月 国際協力銀行理事
理事	吉田 亘 (昭和27年11月19日)	昭和50年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和50年 4月 日本輸出入銀行入行 平成12年10月 国際協力銀行IT・知的支援担当審議役 平成13年 4月 企業金融部長 平成14年11月 人事部長 平成16年10月 アジア・大洋州地域外事審議役 平成19年 4月 国際協力銀行理事

役職	氏名 (生年月日)	経歴
理事	松井 英生 (昭和25年4月19日)	昭和50年 3月 東京大学経済学部卒業 昭和50年 4月 通商産業省入省 平成13年 1月 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長 平成14年 7月 大臣官房審議官 (商務情報政策局担当) 平成15年 7月 中小企業庁次長 平成16年 6月 総務省大臣官房審議官 (情報通信政策局担当) 平成18年 7月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 平成19年 7月 経済産業省退官 平成19年 7月 (財) 国際経済交流財団顧問 平成19年 9月 (財) 国際経済交流財団退職 平成19年10月 国際協力銀行理事
理事	新井 泉 (昭和27年1月24日)	昭和50年 3月 一橋大学経済学部卒業 昭和50年 4月 海外経済協力基金採用 平成12年 6月 国際協力銀行開発第4部長 平成14年11月 調達管理・人事担当審議役 平成18年 4月 アフリカ地域外事審議役 平成19年 4月 開発金融研究所長 平成19年10月 国際協力銀行理事
理事	角谷 講治 (昭和26年10月14日)	昭和51年 3月 東京大学法学部卒業 昭和51年 4月 日本輸出入銀行入行 平成13年 4月 国際協力銀行国際金融第1部長 平成14年 4月 総務部長 平成17年10月 大阪支店長 平成19年10月 国際協力銀行理事
監事	成田 頼博 (昭和17年1月13日)	昭和42年 3月 慶應義塾大学法学部卒業 昭和42年 4月 海外経済協力基金採用 平成11年10月 国際協力銀行専任審議役 平成12年 3月 国際協力銀行退職 平成12年 4月 日本アサハンアルミニウム(株)顧問 平成12年 6月 日本アサハンアルミニウム(株)常務取締役 平成18年 4月 日本アサハンアルミニウム(株)退職 平成18年 4月 国際協力銀行監事
監事	佐藤 久尚 (昭和17年5月3日)	昭和41年 3月 一橋大学商学部卒業 昭和41年 4月 日本輸出入銀行入行 平成 9年 4月 アジア・大洋州地域外事審議役 平成11年 3月 日本輸出入銀行退職 平成11年 4月 日石三菱(株) (現新日本石油(株)) 参与 平成17年 6月 新日本石油(株) 退職 平成17年 7月 丸紅電力開発(株) 顧問 平成18年 9月 丸紅電力開発(株) 退職 平成18年10月 国際協力銀行監事